

社会福祉法人弘前草右会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくるため次のように行動計画を策定する。

〈計画期間〉

2022年4月1日～2027年3月31日

〈当法人の課題〉

育児休暇後に子どもを預ける保育施設を確保できない職員の問題

〈目標と取り組み内容・実施時期〉

○目標

- ・ 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、雇用環境整備の拡充及び周知を図る。
- ・ 育児休業取得率100%を維持し、必要な場合は期間延長に対応する。
- ・ 法人本部にて相談を受け付け、多様な働き方に対応できるよう配慮する。

○実施時期・取り組み内容

2022年4月～

- ・ 産休取得前の職員に各制度の具体的な情報提供を個別に行う。

2022年5月～

- ・ 男女職員ともに育児休業制度や子どもの看護のための休暇制度をより利用しやすくするための周知法としてパンフレット及び広報誌（本部だより）の配布、掲示を行う。

全労働者に占める女性労働者の割合

	女性労働者	男性労働者	合計
全体	158人	42人	200人
正規労働者	106人	32人	138人
非正規労働者	52人	10人	62人

育児休業取得率

	女性労働者	男性労働者
正規労働者	100%	0%
非正規労働者	—	—

令和8年2月1日現在